

旅館業の衛生措置基準

(R3.1.1 現在)

No.1

	No	衛生措置基準	根拠法令	備考
施設全般	1	採光又は照明は、施設内のそれぞれの場所で適切な照度を有すること。	条例第10条第1号	
	2	洗面設備には、飲料水を供給すること。	条例第10条第4号	
	3	寝具を常に清潔にし、布団カバー、枕カバー、敷布、寝衣等の宿泊者の皮膚に接するものについては、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。	条例第10条第5号	
浴室・浴槽水等の管理	4	浴槽水にあつては、毎日取替えること。	条例第10条第2号ア	
	5	連日使用型循環浴槽水にあつては、1回/1週間以上取り替えること。	条例第10条第2号イ	
	6	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号ウ	
	7	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第10条第2号エ	
	8	<p>原湯、原水、上がり用湯、上がり用水及び浴槽水については、規則で定める水質基準に適合するよう管理すること。</p> <p><水質基準></p> <p>① 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水</p> <p>ア 色度 5度以下 ☆</p> <p>イ 濁度 2度以下 ☆</p> <p>ウ 水素イオン濃度指数 5.8~8.6 ☆</p> <p>エ 全有機炭素の量 3mg/L以下 ☆</p> <p>(困難な場合、過マンガン酸カリウム消費量 10mg/L以下 ☆)</p> <p>オ 大腸菌 不検出</p> <p>カ レジオネラ属菌 100mL中10CFU未満</p> <p>② 浴槽水</p> <p>ア 濁度 5度以下 ☆</p> <p>イ 全有機炭素の量 8mg/L以下 ☆</p> <p>(困難な場合、過マンガン酸カリウム消費量 25mg/L以下 ☆)</p> <p>ウ 大腸菌群 1個以下/mL</p> <p>エ レジオネラ属菌 100mL中10CFU未満</p> <p>※ ☆印にあつて特に認めた場合は、基準を適用しないことができる。</p> <p>※ 実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	<p>条例第10条第2号オ</p> <p>細則第5条第1号</p> <p>細則第5条第2号</p> <p>条例第10条第7号</p>	
	9	<p>浴槽水(客室に置いて、循環利用することなく、宿泊者ごとに完全に換水する浴槽の浴槽水は除く。)の消毒については、規則で定めるところに従って行うこと。</p> <p><基準></p> <p>いずれかに適合するものとする。</p> <p>① 遊離残留塩素濃度 0.4~1.0mg/L</p> <p>② モノクロラミン濃度3mg/L以上</p> <p>※ 実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	<p>条例第10条第2号カ</p> <p>細則第6条</p> <p>条例第10条第7号</p>	
	10	<p>オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供しないこと。</p> <p>やむを得ず供する場合には、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 回収槽の内部を頻繁に清掃し、及び消毒すること。</p> <p>イ 還水管の内部を頻繁に洗浄し、及び消毒すること。</p> <p>ウ 回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。</p> <p>※ 実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	<p>条例第10条第2号キ</p> <p>条例第10条第7号</p>	
	11	<p>貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※ 実施状況を記録し、3年間保管すること。</p>	<p>条例第10条第2号ク</p> <p>条例第10条第7号</p>	
	12	<p>露天風呂がある場合には、その浴槽水が配管を通じて屋内の浴槽の浴槽水に混入しないようにすること。</p>	<p>条例第10条第3号</p>	

旅館業の衛生措置基準

(R3.1.1 現在)

No.2

	No	衛生措置基準	根拠法令	備考
清掃・消毒等	13	旅館業の施設を清掃し、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じて消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。又、次に掲げるところにより措置を講ずること。 ※ 実施状況を記録し、3年間保管すること。	条例第10条第6号	
		ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、1回/1週間以上清掃し、及び消毒すること。	条例第10条第7号	
		イ 気泡発生装置等を1回/1週間以上清掃し、及び消毒すること。 また、空気の入入口から土ぼこりや浴槽水等が入らないようにすること。		
		ウ 浴槽水のろ過装置を1回/1週間以上洗浄し、及び消毒すること。		
		エ 循環配管を定期的に洗浄し、及び消毒すること。		
		オ 水位計配管を1回/1週間以上洗浄し、及び消毒すること。		
		カ シャワーを1回/1週間以上内部の水が置き換わるように通水し、並びにシャワーヘッドとホースを1回/6か月以上点検し、並びにそれぞれの内部を1回/1年以上洗浄し、及び消毒すること。		
		キ 集毛器を毎日清掃し、及び消毒すること。		
		ク 貯湯槽を1回/1年以上清掃し、及び消毒すること。		
		ケ 調整箱を1回/1年以上清掃し、及び消毒すること。		
従業員	14	ネズミ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、駆除を行うこと。	条例第10条第8号	
	15	換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じて整備すること。	条例第10条第10号	
の営業者	16	就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いある者については、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。	条例第10条第11号	
17	営業者は、その旅館業の施設について、適切な衛生管理に努めるとともに、利用者から健康被害に関する情報の提供を受けたときは、速やかに、その旨及び当該情報を市長に報告しなければならない。	条例第10条第2項		
その他	18	営業者は次の場合を除いては、宿泊を拒んでならない。 ① 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。 ② 宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。 ③ 宿泊施設に余裕がないとき。 ④ 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 ⑤ 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。	法第5条	
		④ 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。	条例第11条第1号	
		⑤ 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。	条例第11条第2号	
19	営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に、宿泊者名簿を備え、必要事項を記載し、要求があったときは、これを提出しなければならない。 ① 氏名、住所、職業その他の ② 国内に住所を有しない外国人の場合は、国籍及び旅券番号 ③ 年齢、宿泊日時、前宿泊地、出発日時、宿泊後の行先 ※ 作成の日から3年間保存するものとする。	法第6条第1項		
	① 氏名、住所、職業その他の	法第6条第1項		
	② 国内に住所を有しない外国人の場合は、国籍及び旅券番号 ③ 年齢、宿泊日時、前宿泊地、出発日時、宿泊後の行先 ※ 作成の日から3年間保存するものとする。	規則第4条の2第3項 細則第7条 規則第4条の2第1項		
20	宿泊者は、営業者から請求があったときは、前項に規定する事項を告げなければならない。	法第6条第2項		